

訴 状

平成17年7月22日

東京地方裁判所民事部 御中

原告日本放送協会代理人

弁護士 梅 田 康 宏



原告日本テレビ放送網株式会社代理人

弁護士 松 田 政 行



同 齋 藤 浩 貴



同 吉 羽 真 一 郎



同 上 村 哲 史



原告株式会社東京放送代理人

弁護士 岡 崎 洋



同 大 橋 正 春



同 前 田 俊 房



同 渡 邊 賢



同 村 尾 治



同 新 間 祐 一



原告株式会社フジテレビジョン代理人

弁護士 前 田 哲



同 中 川 達



原告株式会社テレビ朝日代理人

弁護士 伊 藤



原告株式会社テレビ東京代理人

弁護士 尾 崎 行 正



同 飯 塚 孝 徳



同 岩 知 道 真 吾



同 倉 橋 博 文



〒150-8001 東京都渋谷区神南二丁目2番1号
原 告 日本放送協会
上記代表者会長 橋本元一

〒150-8001 東京都渋谷区神南二丁目2番1号
日本放送協会法務部内（送達場所）
電 話 03-5455-5675
FAX 03-3468-6140
上記原告訴訟代理人弁護士 梅田康宏

〒105-7444 東京都港区東新橋一丁目6番1号
原 告 日本テレビ放送網株式会社
上記代表者代表取締役 氏家齊一郎

〒100-8222 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所（送達場所）
電 話 03-6266-8508
FAX 03-6266-8408
上記原告訴訟代理人弁護士 松田政行
同 齋藤浩貴
同 吉羽真一郎
同 上村哲史

〒107-8066 東京都港区赤坂五丁目3番6号

原 告 株式会社東京放送

上記代表者代表取締役 井 上 弘

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-2

淡路町サニービル4階

岡崎・大橋・前田法律事務所（送達場所）

電 話 03-5296-7676

FAX 03-5296-7678

上記原告訴訟代理人弁護士 岡 崎 洋

同 大 橋 正 春

同 前 田 俊 房

同 渡 邊 賢 作

同 村 尾 治 亮

同 新 間 祐 一 郎

〒137-8088 東京都港区台場二丁目4番8号

原 告 株式会社フジテレビジョン

上記代表者代表取締役 村 上 光 一

〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

霞が関 IHF ビル7階

染井・前田・中川法律事務所（送達場所）

電 話 03-3591-0888

FAX 03-3591-2788

上記原告訴訟代理人弁護士 前 田 哲 男

同 中 川 達 也

〒106-8001 東京都港区六本木六丁目9番1号

原 告 株式会社テレビ朝日
上記代表者代表取締役 君 和 田 正 夫

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目3番2号

ランディック第3赤坂ビル4階
伊藤法律特許事務所（送達場所）

電 話 03-3585-4788

FAX 03-3585-4789

上記原告訴訟代理人弁護士 伊 藤 真

〒105-8012 東京都港区虎ノ門四丁目3番12号

原 告 株式会社テレビ東京
上記代表者代表取締役 菅 谷 定 彦

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

新国際ビル4階434区

尾崎・服部法律事務所（送達場所）

電 話 03-3216-2828

FAX 03-3287-1937

上記原告訴訟代理人弁護士 尾 崎 行 正

同 飯 塚 孝 徳

同 岩 知 道 真 吾

同 倉 橋 博 文

〒271-0096 千葉県松戸市下矢切32番地の18矢切ビル1F

被 告 有限会社エフエービジョン
上記代表者代表取締役 黒 澤 靖 章



被 告 黒 澤 靖 章



被 告 原 田 昌 信



被 告 足 立 太 郎

著作隣接権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 4043万4038万円

貼用印紙額 14万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告有限会社エフエービジョンは、被告有限会社エフエービジョンが「録画ネ

ット」との名称で運営している放送番組の複製・送信サービスにおいて、別紙放送目録1ないし7記載の放送に係る音または映像を、録音または録画の対象としてはならない。

- 2 被告有限会社エフエービジョンは、別紙物件目録記載の各器具を廃棄せよ。
 - 3 被告らは、原告日本放送協会に対し、連帯して426万6481円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 被告らは、原告日本テレビ放送網株式会社に対し、連帯して金426万6481円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 5 被告らは、原告株式会社東京放送に対し、連帯して金426万6481円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 6 被告らは、原告株式会社フジテレビジョンに対し、連帯して金426万6481円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 7 被告らは、原告株式会社テレビ朝日に対し、連帯して金426万6481円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 8 被告らは、原告株式会社テレビ東京に対し、連帯して金426万6481円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 9 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告日本放送協会（以下「原告NHK」という）、原告日本テレビ放送網株式会社（以下「原告日本テレビ」という）、原告株式会社東京放送（以下「原告TBS」という）、原告株式会社フジテレビジョン（以下「原告フジテレビ」という）、原告株式会社テレビ朝日（以下「原告テレビ朝日」という）及び原告株式会社テレビ東京（以下「原告テレビ東京」という。以下6社を併せて「原告ら」という）はいずれも放送事業者であって、別紙放送目録記載の放送について、放送事業者として著作権法98条に定める複製権を含む著作権隣接権を専有している（原告NHKは、別紙放送目録1及び2記載の放送の著作権隣接権を、原告日本テレビは別紙放送目録3記載の放送の著作権隣接権を、原告TBSは別紙放送目録4記載の放送の著作権隣接権を、原告フジテレビは別紙放送目録5記載の放送の著作権隣接権を、原告テレビ朝日は別紙放送目録6記載の放送の著作権隣接権を、原告テレビ東京は別紙放送目録7記載の放送の著作権隣接権を、それぞれ有している。）
- (2) 被告有限会社エフエービジョン（以下「被告エフエービジョン」という）は、平成15年6月に設立された有限会社であり、「録画ネット」との名称で、放送番組の複製・送信サービスを、インターネットを通じて有料で提供している（以下このサービスを「本件サービス」という）。なお、被告有限会社エフエービジョンは遅くとも平成15年11月1日より本件サービスの提供を始めている（甲1の1）。
- (3) 被告足立太郎、被告黒澤靖章及び被告原田昌信はいずれも被告エフエービジョンの設立時からの取締役である（ただし、被告足立太郎については平成16年8月6日付で退任している）。

2 本件サービスについて

(1) 本件サービスの概要

ア 本件サービスは、日本で放送される放送番組を、海外に在住する日本人

にインターネットを通じて有料で視聴させることを目的とするサービスである。

具体的には、千葉県松戸市

に所在の被告エフエービジョンの事務所内に、利用者ごとに1台ずつ割り当てられたテレビチューナー付きのパソコン（以下「テレビパソコン」という）が設置されている。そして、これらのテレビパソコンと、同事務所建物屋上に設置されたテレビアンテナとが接続され、同テレビアンテナから受信した放送番組を各テレビパソコンにより動画ファイル形式に複製できるようにされている。

そして、利用者は、自分に割り当てられたテレビパソコンをインターネット経由で海外の自宅のパソコンから操作して、視聴を希望する放送番組を録画予約し、録画された放送番組の動画ファイルを当該テレビパソコンからダウンロードして視聴するというものである。

なお、本件サービスでは、利用者1人につき各1台の上記テレビパソコンを購入させて、被告エフエービジョンは同パソコンを利用者から預かっているという法律構成が採用されている。しかし、これらのテレビパソコンは被告エフエービジョン自身が調達し、そのまま被告エフエービジョンの事務所内に設置して被告エフエービジョンが管理しているものであり、実態には何の変わりもない。

イ 本件サービスで録画できるのは、原告NHK2局（総合・教育）、原告日本テレビ、原告TBS、原告フジテレビ、原告テレビ朝日、原告テレビ東京のアナログ地上波放送である。上記のとおり、本件サービスで複製される放送番組は、全て千葉県松戸市で複製されており、原告らが放送するアナログ地上波放送を受信して複製している。

したがって、本件サービスにおいて複製の対象となっている放送番組は、全て原告らが放送事業者として著作権隣接権を保有するものである。

なお、千葉県松戸市においても、BS放送・CS放送や、放送大学、MXテレビ等の受信は可能であるが、これらはサービスの対象外とされている。

(2) 本件サービスの仕組み

本件サービスを実現している機器類は以下のとおりである。これらの機器類が別紙1のとおり接続されて、本件サービスのシステムが構築されている。

ア テレビパソコン

テレビチューナー（テレビ放送を映像と音声に変換するための機器）が付属されたパソコンである。

このテレビパソコンは放送番組の複製機器であり、同時に、利用者に録画済みの動画ファイルを送信する際のサーバーでもある。

なお、このテレビパソコンには、放送番組の予約等を実現するためのプログラムがインストールされている。このプログラムも被告エフエービジョンが開発したものである。

イ テレビアンテナ

放送波を受信するための機器である。

本件サービスにおいて複製される全ての放送番組は、全てこの被告エフエービジョンが設置したアンテナで受信し、後述するブースター及び分配機を経由してテレビパソコンに供給される。

ウ ブースター

アンテナから受信された放送波は、そのまま多数のテレビパソコンに分配して供給すると、出力が減少して画面が劣化してしまう。被告エフエービジョンは、各テレビパソコンで放送番組を良好な画質で録画できるように、ブースターによってその出力を高めている。

エ 分配機

放送波を各テレビパソコンに供給するための分岐点の役目を果たす機器

である。

オ ホームページサーバー

本件サービスのウェブサイト（「<http://www.6ga.net/>」をトップページとするサイトであり、以下「本件サイト」という）を管理するサーバーであり、被告エフエービジョンが自ら管理している。

利用者は本件サイトにアクセスし、そこで被告エフエービジョンの認証を受けることにより、初めて自分に割り当てられたテレビパソコンにアクセスすることができる。したがって、ホームページサーバーは、本件サービス全体を管理し、司っている機器とすることができる。

カ 光ファイバー

利用者が本件サービス全体にアクセスする際の入り口であり、複製した動画ファイルをダウンロードする際の出口でもある。

キ ルーター

各テレビパソコン及び光ファイバーの間に入り、相互の信号やデータの割り振りを行う機器である。

ク 監視サーバー

テレビパソコンがきちんと起動しているか、フリーズしていないかを常時監視しているサーバーである。

上記の各機器類が別紙1のとおり接続されることにより、本件サービスを実現するシステムが構築されている。

(3) 本件サービスの具体的な利用手順

利用者が本件サービスを利用する手順は次のとおりである。

① ログイン

まず利用者は、本件サイトにアクセスし、本件サイトの画面の上部に表示される「ご契約者様専用 Login」ボタンをクリックし、ユーザー確認の画面に進む。（「別紙2 ①ログイン」参照）

② ユーザー確認

ユーザー確認の画面が開いたら、「ユーザーID」と「パスワード」を入力して、すぐ下の「ログイン」ボタンをクリックする。（「別紙2 ②ユーザー確認」参照）

③ 録画予約

「ユーザーID」と「パスワード」によって認証がなされると、録画予約画面に進む。ここで、録画したい番組の、1)開始日、2)開始時刻、3)終了時刻、4)チャンネル、5)メモ、6)録画サイズ、7)録画モードなどを入力し、「予約する」ボタンをクリックして録画の予約を行う。（「別紙2 ③録画予約」参照）

④ 録画完了

設定した録画開始時刻になると自動的に録画が開始され、録画終了時刻になると自動的に終了する。録画が完了したら、「録画済み」タブをクリックして、録画完了確認画面へ移動する。（「別紙2 ④録画完了」参照）

⑤ 録画したファイルの転送（ダウンロード）

「録画済み」画面に、すでに録画が終了している番組の一覧が表示されているので、その中から自宅のパソコンに転送（ダウンロード）したいものを選択し、当該番組名の左側にあるアイコンをダブルクリックして、転送・保存先の確認画面へ移動する。（「別紙2 ⑤録画したファイルの転送」参照）

⑥ 転送・保存先の確認

「ファイルのダウンロード」と題するウィンドウが開くので、「保存」ボタンをクリックし、自宅のパソコンのハードディスク内の、どのフォルダに録画した番組のファイルを保存するかを決定すると、転送（ダウンロード）が開始される。（「別紙2 ⑥転送・保存先の確認」参照）

⑦ 転送完了

転送（ダウンロード）が完了すると、その旨が画面に表示される。（「別紙

2 ⑦転送完了」参照)

⑧ 再生

自宅のパソコンに保存されたファイルは、通常は既にインストールされている映像ファイル再生ソフト（ウィンドウズメディアプレーヤーなど）を用いていつでも再生して視聴することができる。

3 被告エフエービジョンによる著作隣接権の侵害

(1) 総論－複製行為の主体について

上述したとおり、本件サービスでは、放送番組を複製するための録画予約の操作は、インターネットを経由して利用者が行っている。被告エフエービジョンは、このような形式面を捉えて“本件サービスにおける複製行為の主体は利用者であるから、私的複製として適法である。自分（被告エフエービジョン）はテレビパソコンの保守・管理を行っているにすぎず、複製行為の主体ではない。”と主張している。

しかし、以下に詳述するとおり、法律上の評価としては、放送番組の複製行為の主体は被告エフエービジョンであるというべきである。

なお、過去の裁判例においても、形式的には顧客ないしユーザーが著作物を利用しているように見える場合であっても、当該サービスが著作物を利用することを当然の前提としており、当該利用行為が事業者の管理のもとで行われ、それによって事業者が利得を得ているような場合には、当該事業者こそが著作物の利用者であると判断されている（カラオケに関する一連の裁判例や、いわゆるファイルログ事件など）。本件サービスも、当然にこれらと同様に判断されるものである。

以下、放送番組の複製行為の主体が被告エフエービジョンであると判断すべき要素を指摘する。これらの事情を総合的に考慮すれば、本件サービスにおける複製行為の主体が被告エフエービジョンであることは明らかである。

(2) 本件サービスの内容・性質

本件サービスは、専ら海外に居住する利用者に、日本の放送番組をその複製物により視聴・鑑賞させることのみを目的としたサービスである。それ以外の目的は一切ない。

このことは、本件サイト上における「録画ネットとは…海外からでも自由に日本のテレビ番組を鑑賞するためのサービスです。」との記載からも明らかである。

利用者が放送番組を視聴・鑑賞することのみを期待して本件サービスに加入している。単に被告エフエービジョンにテレビパソコンを預けて保守・管理してもらうためだけに加入する利用者は皆無である。

(3) 複製行為が被告エフエービジョンの管理・支配のもとで行われていること

ア 放送番組の複製に必要な機器類は、全て被告エフエービジョンが調達・準備し、設置し、管理していること

(7) 機器類の調達・準備

上述のとおり、本件サービスでは、テレビパソコン、テレビアンテナ、ブースター、分配機、ホームページサーバー、光ファイバー、ルーター、監視サーバー等の多くの機器類及びソフトウェアが用いられているが、これらの機器類は、全て被告エフエービジョンが調達し、準備している。テレビパソコンは利用者が購入することとされているが、これも被告エフエービジョンが購入してきたものを、さらに利用者に販売したことになっているのであって、被告エフエービジョンが調達して準備していることには変わりない。

(イ) 機器類の設置

そして、被告エフエービジョンは、これらの機器類を自らの事業所内に設置し（テレビパソコンも利用者に送付されることもなく、そのまま被告エフエービジョンの事業所内に設置される）、各機器類を適宜接続し、

インターネット回線に接続し、テレビパソコンにソフトウェアをインストールするなどして、一連のシステムを構築し、放送番組の複製が可能となる状態を整えている。

(ウ) 機器類の管理

さらに、被告エフエービジョンは、各テレビパソコンを再起動し（フリーズしたときなど）、故障時には無償で修理し、各機器類に電気を供給し、空調を管理し、その他諸々の保守行為を行い、放送番組の複製が問題なく行われるよう管理している。

(エ) 小括

このとおり、放送番組の複製行為に必要な機器類は、全て被告エフエービジョンが調達・準備し、設置し、管理しているということができる。

イ 複製が被告エフエービジョンの管理する場所内で生じていること

テレビパソコンは被告エフエービジョンの事業所内に設置され、被告エフエービジョンが管理しており、被告エフエービジョンの直接占有下にある。すなわち、放送番組の複製は、全て被告エフエービジョンが直接管理している場所内において生じているということができる。

ウ 複製の対象となる放送番組は、被告エフエービジョンが選択し、かつ供給していること

(7) 本件サービスにおいて複製可能な放送は、被告エフエービジョンがアンテナを設置した地域において受信可能な放送であって、かつ、被告エフエービジョンが本件サービスの対象とすることを選択した放送に限られている。

すなわち、被告エフエービジョンは、関東圏以外の地域にテレビパソコンを設置することにより、原告らが放送するアナログ地上波放送以外の放送を本件サービスの対象に加えることも可能であるが（テレビパソコンを1利用者につき2台提供すれば可能である）、現在はそうしていな

いため、関東圏で放送される放送番組のみがサービスの対象となっている。

また、被告エフエービジョンの事業所が存在する千葉県松戸市においても、原告らが放送するアナログ地上波放送以外に、BS・CS放送や放送大学、MXテレビ等の受信が可能であるが、被告エフエービジョンがこれらの放送を本件サービスの対象に加えていないことから、これらの放送を視聴することもできない(なお、本件サイト上の説明によれば、被告エフエービジョンは、今後、有線放送や衛星放送の放送番組を提供することも検討しているとのことである。)

以上のとおり、複製される個々の放送は利用者が選択するにしても、それは被告エフエービジョンが選択した範囲内の放送に限定されているのである。

(イ) 放送番組の録画を予約するには、対象となる放送番組を録画できるよう供給する必要があるが、本サービスにおいて、これは被告エフエービジョンが全て行っている。

即ち、本サービスにおいて、放送番組は、被告エフエービジョンが設置したテレビアンテナを通じて被告エフエービジョンが受信し、それが各テレビパソコンに供給されている。更に、被告エフエービジョンは、録画される放送番組の画質の低下を防止するため、テレビアンテナとテレビパソコンの間に複数のブースターを配置して、放送番組の画質を良好なものに維持している。

このとおり、複製の対象となる放送は、被告エフエービジョン自らがテレビパソコンに直接供給しているのである。

(ウ) 以上のとおり、複製の対象となる放送番組は、被告エフエービジョンが選択した範囲内に限られており、かつ、被告エフエービジョン自身が供給しているということができる。

エ 被告エフエービジョンの許可（認証）を経て初めて放送番組の複製が可能となること

利用者は、本件サイトにアクセスし、被告エフエービジョンから割り当てられたユーザーIDおよびパスワードを入力し、被告エフエービジョンによる認証手続きを経ることにより、はじめてテレビパソコンにアクセスすることができる。

すなわち、利用者は、被告エフエービジョンの許可（認証）を経て初めて、放送番組の録画を予約することができるのである。

オ 放送番組を複製するための環境を整備していること

被告エフエービジョンは、放送番組の録画方法その他本件サービスの利用方法の詳細を本件サイトに掲示しているだけでなく、利用者からの利用方法に関する電子メールによる問い合わせがあった場合には個別に回答するなど、利用者に対し、利用方法を教示している。

また、被告エフエービジョンは、テレビパソコンをiEPG対応のテレビ番組サイトと連携させることにより、利用者が見たい番組を簡単に録画予約することができるようにしたり、利用者が毎週一定の時間から一定の時間までの特定のチャンネルの番組を反復して録画予約できるように反復予約スケジュール機能を付加したりすることによって、利用者がより簡単に複製される放送番組を選択できるようにしている。

このように、被告エフエービジョンは、放送番組の複製方法を教示することなどによって、利用者が複製される放送番組を選択することの利便性・環境整備を積極的に図っている。

カ 以上の事実を総合すると、放送番組の複製行為は、明らかに、被告エフエービジョンの管理・支配の下で行われているというべきである。

(4) 本件サービスによる被告エフエービジョンの利益

被告エフエービジョンは、本件サービスの提供に当たり、月々の保守費用

として49,950ドルを徴収している。

このように、被告エフエービジョンは本件サービスによって直接的に利益を得ている。

(5) 結論

以上のとおり、①本件サービスの目的は、専ら利用者に放送番組をその複製物により視聴・鑑賞させることにあり、②放送番組の複製は、被告エフエービジョンの管理・支配の下で行われており、③本件サービスによって、被告エフエービジョンが直接的に利益を得ているといえることができる。

これらの事情に鑑みれば、本件サービスにおける放送番組の複製行為の主体が被告エフエービジョンであることは明らかである。

そして、上述したとおり、本件サービスで複製されているのは、全て、原告らのいずれかが著作権隣接権を有する放送である。しかしながら、原告らは、本件サービスの実施について、被告エフエービジョンに許諾を与えた事実はない。したがって、被告エフエービジョンは、本件サービスの実施によって、原告らの著作権隣接権を侵害するものである。

4 被告エフエービジョンに対する差止請求権

後述するように、本件訴訟提起に先立ち、原告らは本件訴訟における請求の趣旨第1項と同様の申立ての趣旨の決定を求めて、被告エフエービジョンに対して、本件サービスの差止を求める仮処分命令申立てを行ったところ、東京地方裁判所において、原告らの申立てを認める仮処分決定がなされ(甲15)、被告エフエービジョンによる保全異議申立てに対しても、同決定を認可する決定がなされている(甲16)。しかしながら、被告エフエービジョンは、同決定に対してさらに保全抗告の申立てを行い、今後も本件サービスが適法であると主張して争う姿勢を見せている。したがって、今後も被告エフエービジョンによって本件サービスが継続され原告らの著作権隣接権が侵害される

おそれは強く、これを防ぐ為には被告エフエービジョンによる本件サービスを差止める必要性が高い。

よって、原告らは、被告エフエービジョンに対し、別紙放送目録記載の放送を本件サービスの録音・録画の対象とすることについて、差止請求権を有している。

5 被告エフエービジョンに対する廃棄請求権

別紙物件目録記載の器具は、被告エフエービジョンの本店所在地(千葉県松戸市 [REDACTED])の建物内 [REDACTED] または同建物屋上に設置されており、被告エフエービジョンが本件サービスを提供するには不可欠な器具である。被告エフエービジョンは本件サービス提供以外の事業を行っておらず、これらの器具を、本件サービスを提供する以外の用途では使用していない。したがって、これらの器具は、専ら原告らの著作隣接権を侵害する行為に供された器具であるといえることができる。そして、被告エフエービジョンによる原告らの著作隣接権侵害行為を止めるには、これらの器具を廃棄させることが必要である。

よって、原告らは、被告エフエービジョンに対し、別紙物件目録記載の器具の廃棄請求権を有している。

6 被告エフエービジョン及び被告エフエービジョン役員（被告足立太郎、被告黒澤靖章及び被告原田昌信）の不法行為責任

(1) 被告エフエービジョンの不法行為

前述のとおり、被告エフエービジョンは原告らの許諾無くして本件サービスを行っており、したがって被告エフエービジョンには、原告らの著作隣接権を侵害したことについて、故意又は少なくとも過失による不法行為が成立する。

(2) 被告足立太郎、被告黒澤靖章及び被告原田昌信の不法行為

また、被告足立太郎、被告黒澤靖章及び被告原田昌信はいずれも被告エフエービジョンの設立時からの取締役であるところ（ただし、被告足立太郎については平成16年8月6日付で退任している）、被告エフエービジョンは上記3人の取締役によるいわゆる個人会社であるから、被告エフエービジョンの行為は上記3人の取締役の行為と同視することができる。したがって、被告足立太郎、被告黒澤靖章及び被告原田昌信には原告らの著作隣接権を侵害したことについて、故意又は少なくとも過失による不法行為が成立する。

(3) 共同不法行為

・そして、被告エフエービジョン、被告足立太郎、被告黒澤靖章及び被告原田昌信(以下併せて「被告ら」という)は共同して原告らの著作隣接権を侵害したのであるから、被告らは、原告らの著作隣接権の侵害について共同不法行為としての責任を負うことになる。

7 損害額の算定

(1) 被告エフエービジョンが受けた利益の額

原告らは、被告エフエービジョンが上記侵害行為によって受けた利益の額と同額の損害を被ったものと推定される（著作権法114条2項）。そして、被告エフエービジョンが上記侵害行為によって受けた利益の額は以下のとおりである。

すなわち、被告エフエービジョンは、本件サービスを提供するに当たって保守費用との名目で月々49,95米ドルを顧客から受け取っており、これを本件訴訟提起の直近時の為替レートである1米ドル約110円にもとづいて計算すると、1ヶ月あたりの保守費用として被告エフエービジョンが顧客から受け取る金額は、日本円にして5494.5円となる。そして被告エフエービジョンは本件サービスについて少なくとも250人の顧客を有しており、また、遅くとも本件サービスを開始した平成15年11月1日(甲1の1)から後述する

本件サービスの差止を認めた仮処分決定（平成16年10月7日）が出されるまでの約11ヶ月間において、被告エフエービジョンは本件サービスの提供により上記の売上をあげ続けている。被告エフエービジョンの本件サービスは顧客を獲得すればその後さしたる経費等もかからないことから、その利益率は90パーセントを下らないと考えられる。

これを計算すると、

$$\begin{aligned} \text{A 売上額} &: 5494.5 \text{円} \times 250 \text{人} \times 11 \text{ヶ月} \\ &= 1510 \text{万}9875 \text{円} \end{aligned}$$

$$\text{B 利益率} : 90 \text{パーセント}$$

$$\begin{aligned} \text{C 利益} &: \text{A} \times \text{B} \\ &= 1359 \text{万}8888 \text{円} \end{aligned}$$

となる。そして原告ら各自が被った損害額については、上記金額を6社で割った金額になると考えられるので、

$$1359 \text{万}8888 \text{円} \div 6 \text{社} = 226 \text{万}6481 \text{円}$$

となる。

(2) 弁護士費用

本件訴訟提起に先立ち、原告らは複数回に渡り、被告エフエービジョンに対して、本件サービスの提供が原告らの著作隣接権を侵害するものであること及び本件サービスを中止するとともに本件サービスに供されているテレビアンテナやサーバー等の器具を廃棄するべきことを通告した(甲2)。しかしながら、被告エフエービジョンはこれを拒絶し(甲3)、本件サービスの正当性を主張し続けていた。そこで原告らは、原告らの主張の法的な根拠の詳細について被告エフエービジョンに説明をしたが(甲4)、結局、被告エフエービジョンはこれを受け入れなかった。そこで原告らは、本件サービスによるこれ以上の損害の拡大を早期に止める必要から、本件訴えの提起に先立って平成16年7月30日、被告エフエービジョンに対して、請求の趣旨第1項記載の差止を求めて東

京地方裁判所に仮処分命令申立てを行い、その結果、平成16年10月7日に原告ら(債権者ら)の申立てを認める仮処分決定がなされた(甲15)。この決定に対して被告エフエービジョン(債務者)は保全異議申立てを行ったが、平成17年5月31日に同決定を認可する決定がなされた(甲16)。その後、同決定に対して被告エフエービジョン(債務者)は保全抗告の申立てを行い、現在、東京高等裁判所にて保全抗告審が係属中である。

以上のような事前の通告から一連の仮処分事件の追行に至るまで、原告らは、被告エフエービジョンによる本件サービスを止める為に弁護士によって対応することを余儀なくされた。これらの本件訴訟提起に至るまでの経緯を考慮に入れば、本件訴訟追行に要する弁護士費用は本件訴訟に至る事前の通告や一連の仮処分事件における弁護士費用をも考慮に入れた上で算定されるべきである。そしてこれは原告ら各自について金200万円が相当であり、被告らにおいて負担すべきものである。

(3) 小括

以上により、本件被告らによる著作隣接権侵害行為によって、原告らは各自、上記(1)及び(2)の合計金426万6481円の損害を被っている。

8 まとめ

よって、原告らは、被告エフエービジョンに対して、別紙放送目録1ないし7記載の放送に係る音または映像の録音または録画の差止及び別紙物件目録記載の器具の廃棄を求めるとともに、それぞれ、被告有限会社エフエービジョン、被告足立太郎、被告黒澤靖章及び被告原田昌信に対して、連帯して、前記損害金426万6481円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

9 本件訴訟提起に至る経緯

前述したとおり、本件訴訟提起に先立ち、原告らは被告エフエービジョンに対して事前の通告を行ったうえで本件サービスの差止を求める仮処分命令申立てを行っており、かかる申立てを認める仮処分決定（甲15）及び同決定についての認可決定（甲16）がなされている。しかしながら、被告エフエービジョンは、同決定に対してさらに保全抗告の申立てを行い、今後も本件サービスの違法性について争う姿勢を崩していない。

そこで原告らは、すでに本件サービスによって原告らに損害が生じていること及び今後も本件サービスによって原告らの著作隣接権が侵害されるおそれが高いことを考慮したうえで、本件訴訟提起に至った次第である。

証拠方法

- 甲1 ホームページ写し
- 甲2 内容証明郵便、同配達証明書
- 甲3 「ご連絡」と題する書面
- 甲4 FAX送付書
- 甲5 文献
- 甲6 文献
- 甲7 文献
- 甲8 文献
- 甲9 文献
- 甲10 ホームページ写し
- 甲11 ホームページ写し
- 甲12 文献
- 甲13 文献
- 甲14 文献

甲 1 5 決定書

甲 1 6 決定書

甲 1 7 文献

甲 1 8 文献

附属書類

1 訴状副本 4 通

2 甲号証各写し 各 4 通

3 資格証明書 7 通

4 委任状 6 通

以上

別紙放送目録1

原告日本放送協会が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送
周波数：映像91.25MHz、音声95.75MHz

別紙放送目録2

原告日本放送協会が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像103.25MHz、音声107.75MHz

別紙放送目録3

原告日本テレビ放送網株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン
放送

周波数：映像171.25MHz、音声175.75MHz

別紙放送目録 4

原告株式会社東京放送が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送
周波数：映像 183.25MHz、音声 187.75MHz

別紙放送目録5

原告株式会社フジテレビジョンが、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン
放送

周波数：映像193.25MHz、音声197.75MHz

別紙放送目録6

原告株式会社テレビ朝日が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像205.25MHz、音声209.75MHz

別紙放送目録7

原告株式会社テレビ東京が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像217.25MHz、音声221.75MHz

別紙物件目録

千葉県松戸市 [REDACTED] ビル屋上に設置されたテレビアンテナ並びに千葉県松戸市 [REDACTED] ビル内 [REDACTED] に設置されたブースター、分配機、光ファイバー、ルーター、ホームページサーバー及び監視サーバー